

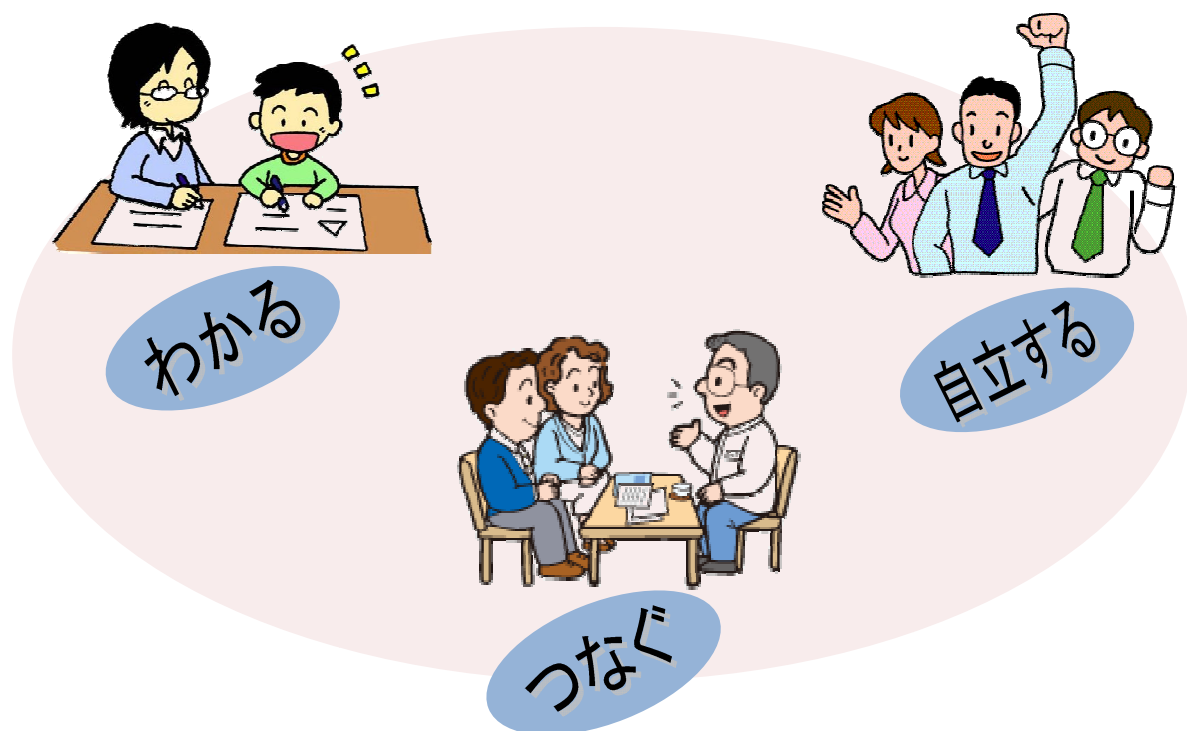
発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針

特別支援教育の理念のいっそうの広がりをめざして

発達障害等のある子どもたちが

適切な指導と
必要な支援により

自分の長所や強みに気づくことができる子どもに
自分を肯定的に感じることができる子どもに
自分の特性を活かした社会的・職業的自立ができる子どもに



高知県教育委員会

平成23年9月

この「指針」では、発達障害等通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもについて、「発達障害等のある子ども」と表記しています。

この「等」は、LD、ADHD、高機能自閉症等の診断のある子どものみを対象としているのではなく、診断のない子どもも対象にしているという意味で使っています。



はじめに

学校教育法の一部改正により、平成19年度から特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。特別支援教育は、発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、本県の小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の約5.8%（H22年度）が特別な支援を必要としていると把握されています。

高知県においては、平成15年度以降それぞれの地域において、支援のためのネットワークの構築や、各学校における特別支援教育の体制整備を推進しているところです。こうした取組は今後も更に充実・発展させる必要があり、特別支援教育の質的な向上を図ることが大切です。

さらに、高知県では平成23年2月の「日本一の健康長寿県構想」（改訂版）において、“ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉の実現」”の一環として、乳幼児期から卒業後の就労までを見通した、発達障害児・者のライフステージに応じた支援体制づくりが進められています。

高知県教育委員会では、こうした県全体の取組と有機的に連携し、発達障害等のあるすべての子どもたちが、生き生きとかがやきながら学校生活を送ることができるよう、指導や支援の在り方について検討を進めてまいりました。

この指針は、今後、高知県が発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導と支援に関して、教育が取り組むべき方向性とその際の骨格を示すものとして策定いたしました。

現在、高知県には学力問題をはじめとして、いじめ、不登校、中途退学などの解決すべき多くの課題があります。特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、こうした様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられ、積極的な意義を有するものであると言えます。

この指針に基づき、早期からの支援体制をいっそう整備し、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、子どもたちの将来の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を推進してまいります。

平成23年9月

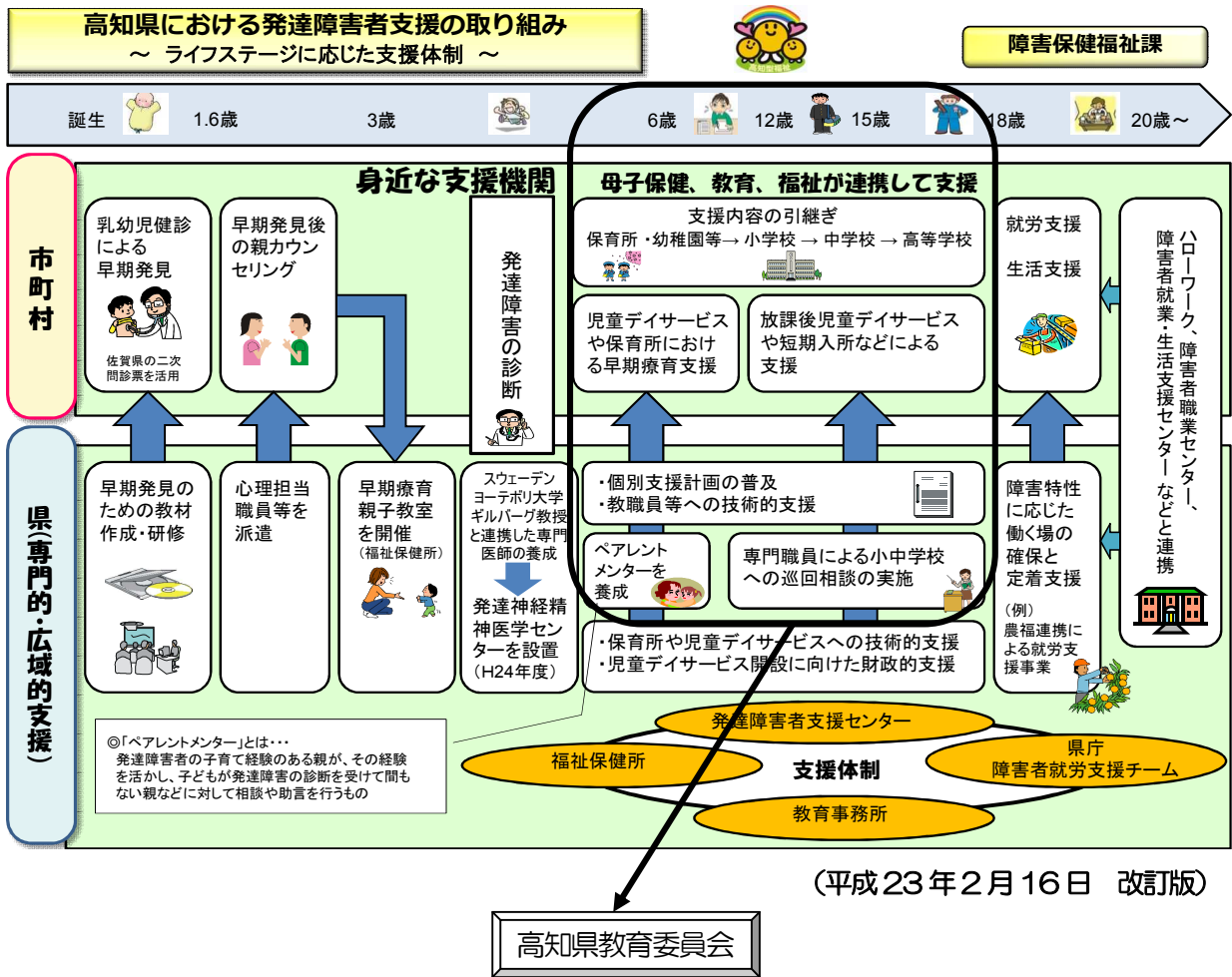
高知県教育長 中澤 卓史

「日本一の健康長寿県構想」との関連

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

高知県では、平成23年2月の「日本一の健康長寿県構想」（改訂版）において、“ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉の実現」”の一環として、乳幼児期から卒業後の就労までを見通した、発達障害児・者のライフステージに応じた支援体制づくりが進められています。

高知県教育委員会では、こうした県全体の取組と有機的に連携し、発達障害等のあるすべての子どもたちが、生き生きとかがやきながら学校生活を送ることができるよう、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」（以下「指針」とします。）を策定しました。



高知県教育委員会では、高知県が推進する「日本一の健康長寿県構想」の中の発達障害者支援における教育が果たすべき役割を踏まえ、「指針」を策定いたしました。

「指針」では…
 保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校における発達障害等のある幼児児童生徒に対して、適切な指導や必要な支援を充実するための具体的な施策や取組の方向性を示しました。

「指針」の概要

発達障害等のある子どもたちが



適切な指導と必要な支援により

自分の長所や強みに気づくことができる子どもに
 自分を肯定的に感じることができる子どもに
 自分の特性を活かした社会的・職業的自立ができる子どもに

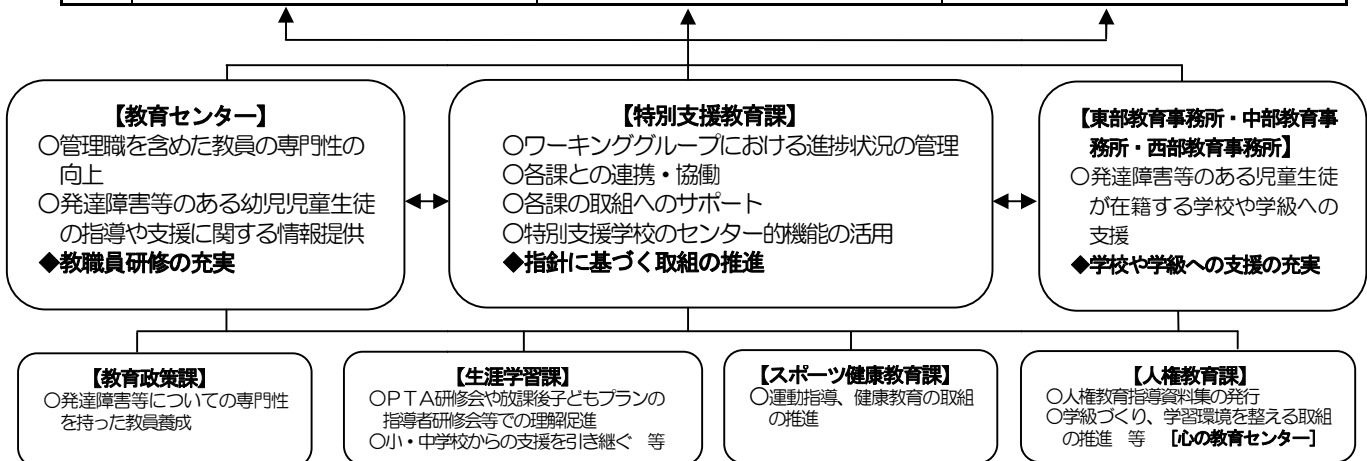
指導及び支援の3つの基本方針

【基本方針1】 発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上を図ります。

【基本方針2】 発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。

【基本方針3】 発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切にしたい社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。

	保育所・幼稚園等【幼保支援課】	小学校・中学校【小中学校課】	高等学校【高等学校課】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の内容や方法を小学校に引継ぐための取組を充実させる必要がある。 ○発達障害等のある幼児へのかかわり方や支援方法について、さらに理解を深める必要がある。 ○発達障害等の特性の理解を深めることや保護者の悩みや不安などを理解し、支えていくことが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員によっては、対応がわからず指導に苦慮し、学級全体の雰囲気も落ち着かず、学級崩壊につながる場合がある。 ○特別支援教育学校コーディネーターを中心として、各学校の体制は整備されてきたが、地域や学校による取組に温度差がある。 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成等、コーディネーターや担任任せになっている学校もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教科指導及び学校生活での手立が必要である。 ○学校生活を組織的に支援する必要がある。 ○特性に応じた進路指導の改善が必要である。
【基本方針1】 発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上を図ります。			
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の発達の特性に応じた園内研修の実施 ○管理職を含めた保育士・幼稚園教諭の専門性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の指導計画に基づく授業改善の実施 ○発達障害者等指導者養成研修の実施 ○管理職を含めた教員の専門性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や特性に応じた教科指導の充実 ○学校生活の組織的な支援体制の充実 ○管理職を含めた教員の専門性の向上
【基本方針2】 発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。			
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校へ適切な指導や必要な支援を引き継ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等からの支援を引き継ぐ ○小学校から中学校へ支援を引き継ぐ ○高等学校へ支援を引き継ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校から支援を引き継ぐ
【基本方針3】 発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切にしたい社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。			
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の生きる力の基礎を培う園内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や特性に応じた進路指導の充実(キャリア教育カリキュラムの改善) 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や特性に応じた進路指導の充実(進路実現に向けキャリアプログラムの改善・インターンシッププログラムの改善) 



目 次

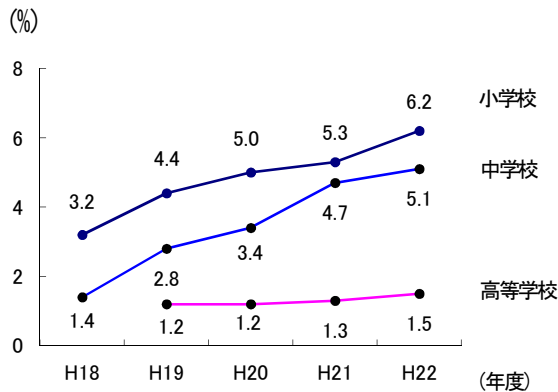
1 高知県における発達障害等のある幼児児童生徒の現状	1
(1) 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の状況	1
(2) 特別支援教育体制整備の状況	1
(3) 「個別の指導計画」の作成状況	1
2 発達障害等に係る指導及び支援の3つの基本方針	2
(1) 基本方針1 発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい 授業実践力の向上を図ります。	2
(2) 基本方針2 発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築 します。	3
(3) 基本方針3 発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切に した社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。	3
3 保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校における具体的な施策と目標	4
(1) 保育所・幼稚園等における具体的な施策と目標（幼保支援教育課） ① 現状と取組の方向性	4
② 保育所・幼稚園等における取組内容と達成目標	5
(2) 小学校・中学校における具体的な施策と目標（小中学校課） ① 現状と取組の方向性	6
② 小学校・中学校における取組内容と達成目標	7
(3) 高等学校における具体的な施策と目標（高等学校課） ① 現状と取組の方向性	8
② 高等学校における取組内容と達成目標	9
4 その他の各課の取組	10
5. 資料	12
(1) 特別支援教育の理念	12
(2) 様々な教育課題と特別支援教育のかかわり	12
(3) 発達障害に関する国際的な2つの診断基準と文部科学省による発達障害の定義	13
(4) 主な発達障害と文部科学省の定義	14
(5) 発達障害に関する様々な用語	14
(6) 特別支援教育に関する様々な用語	15
(7) 発達障害等のある子どもの指導・支援に関するホームページ	17

1

高知県における発達障害等のある幼児児童生徒の現状

(1) 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の状況

特別な教育的ニーズのある児童生徒の在籍率（高知県）



発達障害等通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒数は年々増加する傾向にあります。

(2) 特別支援教育体制整備の状況

(%)

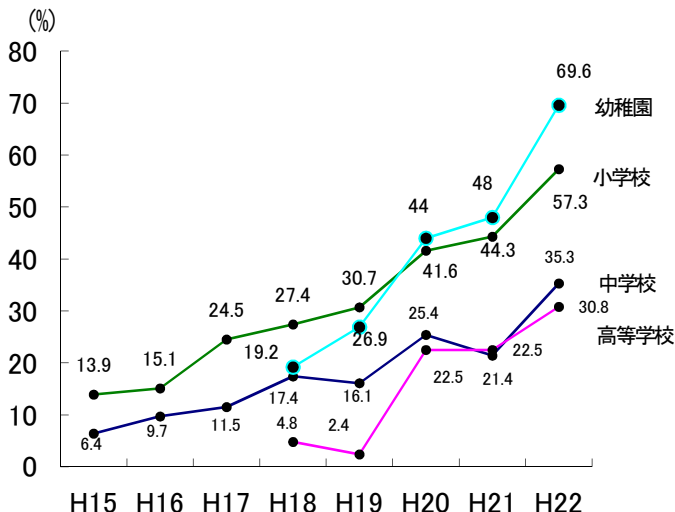
学校	幼稚園（公立）			小学校			中学校			高等学校		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
コーディネーター	52.0	60.0	73.9	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
校内委員会	68.0	72.0	60.9	94.4	100.0	100.0	95.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実態把握	84.0	88.0	82.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.1	95.0	95.0	92.3

文部科学省が毎年実施している体制整備状況調査結果では、平成20年度には、「特別支援教育コーディネーターの指名配置」「校内委員会の設置」「発達障害等の実態把握」について、ほとんどの小学校、中学校、高等学校において体制が整備されている状況です。また、幼稚園（公立）においても、体制が整備されつつあります。

しかしながら、「個別の指導計画」の作成はまだ十分とは言えず、適切な指導及び支援の充実に課題があると考えられます。

(3) 「個別の指導計画」の作成状況

発達障害等のある子どもの個別の指導計画作成状況（高知県）



「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒に適切な指導を行うための大切な計画です。この計画を作成することで、幼児児童生徒の課題を踏まえ、その手立てを具体化し、変容をとらえることができます。

高知県では、発達障害等のある幼児児童生徒に対する学校としての取組を検証する一つの指標として、「個別の指導計画」の作成状況を調査しています。

※校種別作成状況 = $\frac{\text{通常の学級で「個別の指導計画」を作成している学校数}}{\text{該当の校種のすべての公立学校数}}$

2

発達障害等に係る指導及び支援の3つの基本方針

高知県の保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校においては、次の3つの基本方針に基づいて、発達障害等のある幼児児童生徒に対する指導及び支援をさらに充実させます。

指導及び支援の3つの基本方針

- 基本方針 1 発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上を図ります。
- 基本方針 2 発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。
- 基本方針 3 発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切にした社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。

(1) 基本方針 1 発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上を図ります。

発達障害等のある子どもたちの学びや生活における適切な指導や必要な支援に際して、担任の先生方が難しさを感じる行動などがあります。これは子どもたちの努力不足や保護者のしつけが原因ではなく、障害の特性に起因するものととらえることが大切です。そのため、指導や支援に際しては、その障害の特性と子どもの実態把握に基づいた適切な指導と必要な支援を検討する必要があります。

例えば、LDの特性があり、聴くことが苦手で指示がなかなか理解できない場合は、まず注意喚起を行ったうえで、短い言葉で簡潔に指示を出すなど、集中して話を聞くことができる環境をつくる支援があります。

また、高機能自閉症の特性がある場合は、社会性やコミュニケーションの取り方に課題がみられることがあり、友だちとトラブルになることもあります。そのため、社会的スキルを学ばせていくことが大切になりますが、好ましくない言動を叱責するのではなく、子どもの行動の背景をしっかりと把握したうえで、絵や写真など視覚的な情報を取り入れ、場面や状況に応じた行動や話し方を具体的に教えていくなどの支援が効果的です。

このような発達障害の特性を踏まえた支援の方法は、発達障害のある子どもに効果的であるだけでなく、障害のない子どもたちにとっても、とても有効な指導の要素をたくさん含んでいます。発達障害等のある子どもたちの特性に応じた支援や分かりやすい指導方法の工夫、指示の仕方などについて、保育者の支援や教職員の授業実践力のいっそうの向上が求められています。

そのためには、発達障害等のある子どもたちにとって、幼児期から一人一人の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行うことが大切です。さらに学校においては、子どもの「分かる」を追求する授業づくりや子ども一人一人の特性を踏まえたユニバーサルデザインの視点に立った誰にとっても分かりやすい授業づくりを行うことが大切です。



高知県では、こうした視点に立ち、保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校で、発達障害等のある子どもたちに必要な支援や学習方法の工夫、活動に結び付く指示の仕方等、日々の子どもの生活環境や学習環境を整えていくために保育者・教職員の専門性や授業実践力の向上を図ります。

(2) 基本方針2 発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。

保育所・幼稚園等における、発達障害等のある幼児への支援は、関係機関等の支援を受けながら、障害の特性や実態に基づいた適切な指導や必要な支援を行っています。

このような保育所・幼稚園等で行ってきた指導・支援内容を小学校につないでいくことは、切れ目のない適切な指導や必要な支援につながり、その後の自立や学習に大きな効果があります。

しかし、こうした支援内容の引き継ぎは、他の校種間でも十分に行われていない現状があります。発達障害等のある子どもに対する、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援を行っていくために、校種間をつなぐ取組を充実させることが喫緊の課題です。



こうしたことから、保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校の校種間で、就学や進学に際して、それまでに積み上げた指導や支援を確実に次の学校につなぐ体制を構築します。

(3) 基本方針3 発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切にした社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。

発達障害等のある子どもたちの社会的自立や卒業後の職業自立を考える際には、子どもたちの長所や、他の子どもたちには真似できないその子ならではの強みを生かす方向で考えることが大切です。

発達障害等のある子どもたちは、対人関係や学習に際して様々な困難がありますが、一方で非常にユニークな発想、人一倍の行動力、他の子どもには真似できないような根気強さや集中力、記憶力など、たくさんの素晴らしい長所を持っていることがあります。

そのため、短所や困難な側面ばかりに注目し、それを克服することにとらわれるのではなく、こうした長所や強みを生かしながら、子どもの社会的自立や卒業後の職業的な自立を考えていくことが大切になります。

高知県では現在、「学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プラン」において、児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができることをめざし、発達段階に応じたキャリア教育の推進に取り組んでいます。

特に幼児期は、安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な経験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるための保育・教育を推進します。



このような「生きる力の基礎」を培う幼児期の保育・教育を踏まえ、小学校・中学校、高等学校を見通したキャリア教育のカリキュラム作成が必要です。そして、発達障害等のある児童生徒の障害の特性を踏まえたテキストを作成・活用し、児童生徒の特性に合った進路が実現できるよう体制の充実を推進します。

3

保育所・幼稚園等^{※1}、小学校・中学校、高等学校における具体的な施策と目標

(1) 保育所・幼稚園等における具体的な施策と目標 (幼保支援課)

① 現状と取組の方向性

【現状】

○保育者の支援や指導力の向上

発達障害等のある幼児の自立に向けた主体的な取組を支援するためには、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上の困難を改善又は克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うことが大切です。さらには幼児の言動から課題に早期に気づき、専門機関につなぎ、必要な支援が受けられるようにすることが大切なことから、今後ますます保育者の専門性の向上とスキルの向上を図ることが必要です。

○関係機関と連携し、保護者を含めた支援の充実

子どもの障害や発達上の課題が見られる場合には、専門機関と定期的に、また必要に応じて話し合う機会をもち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認することが大切です。また、保護者や家庭と子どもの生活状況を伝え合い、子どもの理解を深めることや、保護者の悩みや不安などを理解し、支えていくことが大切です。今後ますます関係機関と連携した支援を行うことができるように、発達障害にかかわる保育者の専門性の向上とスキルの向上を図ることが必要です。

○保育所・幼稚園等から小学校への円滑な就学に向けての支援の充実

保育所・幼稚園等では、発達障害等の障害がわかった場合、関係機関等の支援を受けながら、必要な支援や適切な指導を行っています。このように保育所・幼稚園等で行ってきた指導・支援内容を小学校等^{※2}につないでいくことで、切れ目のない適切な指導や必要な支援が可能となり、その後の自立や学習に大きな効果があります。今後より一層の校種間をつなぐ取組を推進していくことが大切です。

しかし、保育所・幼稚園等で、関係機関等の支援を受けながら行ってきた支援を小学校等に円滑につなげることが、十分に行われていません。発達障害等のある子どもに対する、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援を行うため、保育所、幼稚園等と小学校等をつなぐ取組を充実させることが喫緊の課題です。

【取組の方向性】

◆発達障害の子どもが分かりやすい支援や授業実践力の向上に関すること

幼児期における発達障害等のある幼児に適切な支援を行うためには、幼児の課題に対する適切な支援について、保育者が支援方法を研修し、実際の保育の場面で活用できるようになることが求められます。

そのため、幼児の言動などを通して、早期に気づき、適切な支援が行えるよう、管理職を含めた保育士・幼稚園教諭の専門性の向上をはかる研修に取り組みます。

◆校種間で支援をつなぐ仕組みの構築に関すること

発達障害のある幼児への対応は、できるだけ早い段階での気づきや適切な支援を行うことが重

要です。気になる幼児への課題に気づき、適切な支援を考えていく個別の指導計画を作成し、日々の実践を充実することが大切です。この気づきが、発達障害等のある幼児への早期の支援につながります。

そして、保育所・幼稚園等での発達障害等のある幼児に対する指導や支援が小学校等へ円滑に引き継がれるよう切れ目のない支援や適切な指導の充実を図ります。

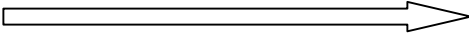
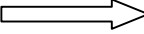
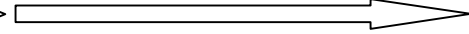
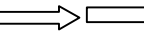
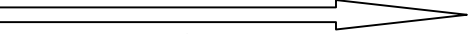
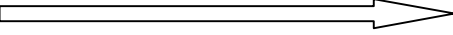
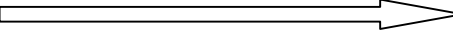
◆社会的自立や職業的自立を実現する教育の推進に関すること

幼児期は、自分の興味や欲求に基づいた直接的、具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などを培うことが重要です。このことを踏まえて、発達障害等のある幼児の自立に向けた主体的な取組を支援するために、幼児一人一人が、自分らしく生き生きと生活や遊びに取り組むことを大切にされた保育・教育を充実します。

※1「保育所・幼稚園等」の「等」は、認定こども園をさします。

※2「小学校等」の「等」は、特別支援学校小学部をさします。

② 保育所・幼稚園等における取組内容と達成目標

取 組	H23	H24	H25	H26	達成目標 (H27)
○一人一人の発達の特성에応じた園内研修の実施		 一人一人の幼児の特성에応じた保育の在り方			○全保育所・幼稚園等の60%で園内研修を実施する。
○個別の指導計画に基づく保育・教育の充実	 個別の指導計画の作成に関する研修	 個別の指導計画の周知と普及			○全保育所・幼稚園等において個別の指導計画を作成する。
○小学校等へ支援を引き継ぐ仕組みづくり	 引き継ぎシート様式の作成	 <ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎシート様式の周知と普及 ・シート作成と小学校等との引き継ぎの実施 			○全保育所・幼稚園等の70%で、引き継ぎのためのシートを作成し、小学校等との引き継ぎを実施する。
○管理職を含めた保育士・幼稚園教諭の専門性の向上		 <ul style="list-style-type: none"> ・園長・所長等研修や年次研修への体系的な位置づけ・充実  <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭等の専門性の向上とスキルアップのための研修の実施 			○園長・所長等研修や年次研修を通して、専門性の向上を図る。



(2) 小学校・中学校における具体的な施策と目標 (小中学校課)

① 現状と取組の方向性

【現状】

○通常の学級での特別支援教育

特別支援教育では、発達障害等のある児童生徒のみならず、すべての児童生徒に対する教育の充実が求められています。

しかし、教員によっては、発達障害のある児童生徒に対する具体的な対応が分からず、指導に苦慮し、学級全体の雰囲気や落ち着かなくなり、学級崩壊につながる要因の一つとなる場合があります。



○特別支援教育学校コーディネーターの指導力、専門性の向上

特別支援教育学校コーディネーターを中心として、各学校の体制は整備されてきましたが、地域や学校による取組に温度差があります。

○校長のリーダーシップと対応力

個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成について、コーディネーターや学級担任任せになっている学校もあります。児童生徒への適切な指導や必要な支援の在り方、評価、見直しが明確になった計画であるかを校長が点検・評価することで取組の質が高まってきます。

○地域の活動と連携した支援の充実

小学校・中学校における発達障害等のある児童生徒に対する取組や情報が、放課後や週末等に児童生徒が過ごす放課後児童クラブや子ども教室などの地域の活動の場に引き継がれる仕組みができていません。

地域ぐるみで子どもを育て、支える体制をつくることは、保護者の安心や児童生徒の成長につながります。



【取組の方向性】

◆発達障害の子どもが分かりやすい支援や授業実践力の向上に関すること

発達障害等のある児童生徒に分かる授業づくりを徹底することは、他の児童生徒にとっても分かりやすい授業につながります。ユニバーサルデザインの視点を大切に授業を推進することは、小学校・中学校全体の学力向上にもつながります。さらに、発達障害等のある児童生徒の課題と手立てを「個別の指導計画」に具体化し、活用することで、指導と評価の一体化を図ります。

◆校種間でつなぐ仕組みの構築に関すること

高知県教育委員会が進める小学校・中学校を通じた連続性のある人間関係づくりや生徒指導に関する「中1ギャップの解消」に向けた取組においても、発達障害等のある児童生徒の引き継ぎの課題が検討されています。また、中学校と高等学校についても、中途退学防止検討委員会の中で発達障害等のある生徒の支援の引き継ぎの課題もあがっています。このように発達障害等のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援の継続のために、中学校や高等学校に引き継ぐための在り方を検討します。

◆社会的自立や職業的自立を実現する教育の推進に関すること

高知県教育委員会では、児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができることをめざしたキャリア教育を、小・中・高と系統的・体系的に学習できるように取組を進めていきます。それぞれの発達段階において、発達障害等のある児童生徒が自分の良さを活かし、自分の特性に合った進路実現をめざす教育を行います。

② 小学校・中学校における取組内容と達成目標

取組	H23	H24	H25	H26	達成目標 (H27)	
○個別の指導計画に基づく授業改善の実施		ユニバーサルデザインの授業づくりの研究 資料集の作成	地区別研修会の実施 ・ユニバーサルデザインの授業づくり	協議会の実施 校長会等で周知	○公立小・中学校において、ユニバーサルデザインの視点を大切にした研究授業を年1回実施する。 【実施率 100%】 ○公立小・中学校において、TV相談会、TV 校内研修会ができるように情報環境を整備する。 【100%】	
○発達障害等指導者養成研修の実施 (発達障害等指導者ステップアップセミナー) 小中学校における通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒の指導や支援の充実を図り、市町村教育委員会からの推薦のあった教員等を対象に専門研修を実施する。		ステップアップセミナー【基礎コース】 H22 年度～H24 年度 (3 年間：80 名)	校内における取組の推進役	ステップアップセミナー【アドバンスコース】 H23 年度～H25 年度 (3 年間：36 名) 校内及び市町村の取組の推進役	核となる人材の育成	○小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒の指導や支援における、学校や地域の核となる人材を養成する。 【80 名】 ○研修修了者は、在籍している市町村や校内における発達障害等の児童生徒に関する取組の推進役を担う。 【36 名】 ○大学等に教員を派遣し、支援体制の強化を図る。【5 名】
○管理職を含めた教員の専門性の向上		校内での支援体制を確立するために、すべての校長に研修を実施	管理職研修や年次研修への体系的位置づけ・充実	校内研修の実施	○すべての学校での支援体制の確立を図る。 ○すべての学校で校内研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。	
○保育所・幼稚園等からの支援を引き継ぐ仕組みづくり		引き継ぎシート様式の作成	引き継ぎシート様式を活用して連絡会の実施		○保育所・幼稚園等と小学校との連携を実施する。	
○小学校から中学校へ支援を引き継ぐ仕組みづくり		中学校区を指定 指定校による実践研究	コーディネーター 一連絡協議会で発表		○指定校による実践を特別支援教育学校コーディネーター一連絡協議会（東部、中部、西部）で報告し、取組を発信する。	
○高等学校へ支援を引き継ぐための在り方		中学校と高等学校を指定 指定校による実践研究	コーディネーター 一連絡協議会で発表		○指定校による実践を特別支援教育学校コーディネーター一連絡協議会（東部、中部、西部）で報告し、取組を発信する。	
○障害や特性に応じた進路指導の充実		事例資料収集・作成 キャリア教育カリキュラムの改善	協議会で周知する 校長会、教頭会、担当者会で周知		○小中高等学校におけるキャリア教育のカリキュラムを作成し、普及を図り、共有化を図る。	

(3) 高等学校における具体的な施策と目標 (高等学校課)

① 現状と取組の方向性

【現状】

○中学校からの支援を引き継ぐための在り方の検討

中学校での支援を高等学校に引き継ぎ、高等学校での支援に活用することは、特別な支援を必要とする生徒が円滑に高校生活をスタートするうえで必要なことです。そのためには、生徒、保護者、中学校、高等学校との連携が大切です。個人情報取り扱いには十分配慮しつつ、中学校からの支援を引き継ぐための在り方を検討することが求められます。

○障害や特性に応じた教科指導の充実

発達障害等のある生徒に対応した教科指導の方法や教材の工夫・改善がシステム化されておらず、個々の生徒に応じた対応は教員によっても差があります。

分かりやすい授業づくりのために、ユニバーサルデザインの視点を大切にしたい授業実践についての研究と共有化が求められます。

○学校生活の組織的な支援体制の充実

発達障害等のある生徒の学校生活を支援するためには、組織的に対応することが必要です。そのためには、各校において生徒支援体制を確立することが求められます。特に、各校における特別支援教育の推進者である特別支援教育学校コーディネーターの力を高めることや、特別支援教育の取組の核となる教員の養成が求められます。



○管理職を含めた教員の専門性の向上

各教科に関する専門性はあるが、特別支援教育に関する共通認識が十分とは言えません。教員の発達障害等に関する専門性やスキルを高めるためには、系統だてた研修とともに、校内研修の実施が求められます。

○障害や特性に応じた進路指導の充実

発達障害等のある生徒の特性に応じた就職支援が十分とは言えません。特別支援学校や関係機関と連携し、就職支援の在り方等情報共有を図り、進路指導を充実していくことが求められます。

【取組の方向性】

◆発達障害等のある生徒が分かりやすい支援や授業実践力の向上に関すること

学習支援の手法に関する開発と共有化を図る取組を充実させるとともに、学校の組織的な対応を推進する人材を育成し、サポート体制を充実させます。各学校で行われている発達障害のある生徒の特性に合った教材の工夫を、県内すべての学校で共有し活用します。

◆校種間でつなぐ仕組みの構築に関すること

中途退学防止検討委員会においても、発達障害等のある生徒の支援の引き継ぎが課題としてあがっています。発達障害等のある生徒について、適切な指導及び必要な支援を引き継ぐための在り方を検討します。

◆社会的自立や職業的自立を実現する教育の推進に関すること

発達障害のある生徒が、将来、社会とどのようなかかわりをもって生きていくかということを中心において、人間関係をつくる能力を高めることや自分を理解すること、働くことの意義を理解すること等についての取組を充実させると同時に、自分の特性に合った進路実現をめざす教育を行います。

② 高等学校における取組内容と達成目標

取 組	H23	H24	H25	H26	達成目標 (H27)
○障害や特性に応じた教科指導の充実		事例の開発・共有・活用 ・発達障害の特性に合った教材の提示の仕方や生徒への対応方法を共有・活用する。(データベース化)		実践活動の報告	○各学校がデータベース等を活用した教科指導の充実を図り、生徒の支援につなげる。 【活用率 100%】 ○巡回相談員派遣事業を積極的に活用し、生徒の実態に応じた支援や指導方法を学び、生徒の支援につなげる。
○学校生活の組織的な支援体制の充実		学校における発達障害のある生徒の支援体制の確立及び運用の充実 ※特別支援教育学校コーディネーターの養成 コーディネーターとしてのスキルを高める研修会の実施 (高等学校課、特別支援教育課、心の教育センターが主催)		東部・中部・西部の地域ごとの学校間連携の強化	○校内の組織的な支援体制を構築する。 ○校内支援会議を実施する。 ○特別支援教育学校コーディネーターのスキルを高め、組織的な支援体制を構築する。 ○支援体制や相談等に関するネットワークを構築する。【平成 27 年度までに 10 名養成】
○管理職を含めた教員の専門性の向上		校内での支援体制を確立するために、すべての校長に研修を実施		管理職研修や年次研修への体系的位置づけ・充実 校内研修の実施	○すべての学校での支援体制の確立を図る。 ○すべての学校で校内研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。
○中学校から支援を引き継ぐための在り方の検討				実践活動の報告・普及	○支援を引き継ぐための在り方を周知する。
○障害や特性に応じた進路指導の充実		研究指定校の指定 ・進路実現に向けたキャリア教育プログラムの改善 ・インターンシッププログラムの改善		実践活動の報告・普及	○各学校が研究した内容について、報告・普及を図り、共有化を図る。 ○各校への実践活動につなげ、生徒支援につなげる。
					就職支援に関する関係機関とのネットワークの構築

4 その他の各課の取組

教育政策課

○発達障害についての専門性をもった教員の養成

地域や各学校において、発達障害等のある子どもに対する指導や支援を充実させるために、大学に教員を派遣し、核となる人材を育成します。

支援体制や相談等に関するネットワークを構築します。

○特別支援学校のセンター的機能の活用のための環境整備

テレビ会議システムを利用して、特別支援学校と県内の小学校・中学校がテレビ会議システムを活用して支援のアドバイスを行えるような環境を整備し、各地域の小学校・中学校が、特別支援学校のセンター的機能を活用できるようにします。

【教育センター】

○管理職を含めた教員の専門性の向上

管理職研修や年次研修等への体系的位置付け・充実を進め、発達障害等のある幼児児童生徒への支援体制の確立を図るとともに、学校等における教職員の適切な指導や必要な支援ができる教員の指導力の向上をめざします。

○学校等への情報提供

発達障害等のある幼児児童生徒の指導や支援に活用できる情報の提供を行います。

小中学校課

※小中学校課の中心となる取組は、6～7ページを参照してください。

【東部教育事務所、中部教育事務所、西部教育事務所】

○発達障害等のある児童生徒への支援の充実

発達障害等のある児童生徒が在籍している学校や学級に対して、適切な指導や必要な支援が行き届くように支援訪問を充実させます。

また、支援訪問と巡回相談員派遣事業を効果的に活用することで、小学校、中学校の発達障害等のある児童生徒の継続的な指導や支援に結びつけていきます。

生涯学習課

OPTA 研修会や放課後子どもプランの指導者研修会等での理解促進

発達障害等のある子どもに関する理解・啓発につながる研修を実施します。

○小学校・中学校の支援を引き継ぐ

小学校・中学校における発達障害等のある児童生徒に対する取組や情報が、放課後児童クラブや子ども教室などの地域の活動の場に引き継がれるように支援をします。



スポーツ健康教育課

- 保育所・幼稚園の体を使った遊びの支援及び小学校・中学校、高等学校の授業への支援
ユニバーサルデザインの視点を大切にした体育や健康教育について、すべての校種に提案・普及します。
幼児期の体づくりや学校保健、健康教育等について、発達障害等のある子どもが、活用できる教材づくりを支援します。

人権教育課

- 人権教育指導資料集の発行
人権教育指導資料集を作成します。【平成 24 年度】その指導資料の活用之际して、各校種のつながりを強化する協議を設定し、人権教育主任の担当者会や年次研修等の場で周知を図っていきます。
さらに、各校種の人権教育主任や生徒指導担当者他の教職員が、発達障害等のある子どもの支援の引き継ぎの重要性に気付けるように周知し、校内における特別支援教育学校コーディネーターとの協力体制を強化します。

【心の教育センター】

- 学級づくり、学習環境を整える取組の充実
地域指定を受けてきた学校の実践を広めます。小・中連携による不登校いじめ等対策の推進の取組の柱の一つである「学校不応答防止のための校種間の連携」の強化と実践の発信を人権教育課とともに行っていきます。
小1 プロブレム、中1 ギャップ等、発達障害等のある子どもの課題を基に、各校種間の段差を埋める取組を県内に広めていきます。

特別支援教育課

- ワーキング・グループの進捗・管理
保育所・幼稚園等、小中学校、高等学校における発達障害のある幼児児童生徒の指導及び支援について、高知県教育委員会が一丸となって取り組むためにワーキング・グループにおいて検討を進めていきます。
特別支援教育課は、ワーキング・グループにおける各課の取組の進捗状況の進行管理をします。
- 各課との連携・協働
平成 23 年度から、高等学校の特別支援教育学校コーディネーターとしてのスキルを高めるための協議会を高等学校課、特別支援教育課、心の教育センターの3部署が主催で行っています。
今後は、一つの課や部署が単独で事業を実施するだけでなく、発達障害等のある子どもに対する適切な指導及び必要な支援の充実に向けて、課と課が目的を一にして協働する取組が求められています。課や部署をつなぐ取組のコーディネートをします。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用促進
特別支援学校のセンター的役割を活用した地域の学校支援を充実させていきます。例えば、TV 会議システムを使った学校支援の紹介や周知を行い、特別支援学校での指導や支援に関する専門性を、効果的・効率的に地域の学校等につなげる仕組みを構築します。
- 各課への取組のサポート
特別支援教育課は、各課の取組と設定目標が達成できるように、各課の取組をサポートします。

5 資料

(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び適切な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知

(2) 様々な教育課題と特別支援教育のかかわり

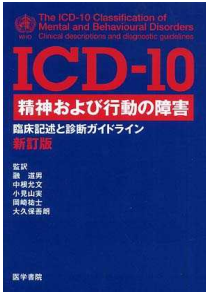


LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す幼児児童生徒が、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合があるなどとの指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待される。

さらに、これらの幼児児童生徒については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握しそれに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず、当該学校における幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも資するものと言える。

こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的な考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられることなどから、積極的な意義を有するものである。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」平成17年12月 中央教育審議会答申

(3) 発達障害に関する国際的な2つの診断基準と文部科学省による発達障害の定義

 <p>ICD-10 精神および行動の障害 —臨床記述と診断ガイドライン— ICD-10 (The ICD-10 Classification of Mental and Behavioral Disorders/WHO)</p>	<p>○F70—F79 精神遅滞</p> <p>○F80—F89 心理的発達の障害</p> <p>F81 学習能力の特異的発達障害</p> <p>F81.0 特異的読字障害</p> <p>F81.1 特異的書字障害</p> <p>F81.2 算数能力の特異的障害</p> <p>F81.3 学習能力の混合性障害</p> <p>F84 広汎性発達障害(Pervasive Developmental Disorders/PDD)</p> <p>F84.0 小児自閉症[自閉症]</p> <p>F84.2 レット症候群</p> <p>F84.5 アスペルガー症候群</p> <p>F84.9 広汎性発達障害、特定不能なもの</p> <p>○F90—F98 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</p> <p>F90 多動性障害(Hyperkinetic Disorders)</p> <p>F90.0 活動性及び注意の障害 (Disturbance of activity and attention)</p>	<p>ICD—10</p>
 <p>精神疾患の分類と診断の手引 第4版：改訂版/米国精神医学会 DSM-IV-TR (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)</p>	<p>通常、幼児期、小児期または青年期に初めて診断される障害</p> <p>○精神遅滞</p> <p>○学習障害(Learning Disorders/LD)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読字障害 ・算数障害 ・書字表出障害 <p>○広汎性発達障害(Pervasive Developmental Disorders/PDD)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉性障害 ・アスペルガー障害 ・特定不能の広汎性発達障害(PDD-Not Otherwise Specified/PDD-NOS) <p>○注意欠陥および破壊的行動障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意欠陥/多動性障害(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder/ADHD) 	<p>DSM—IV</p>
 <p>文部科学省 MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN</p> <p>文部科学省</p>	<p>【発達障害の定義】</p> <p>平成17年4月1日付け 17文科初第16号 厚生労働省発障第0401008号 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知</p> <p>○自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</p> <p>○脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害</p> <p>○心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く)</p> <p style="text-align: center;">↓ つまり</p> <p>脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80—F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90—F98)」に含まれる障害 (※合計すると63の診断名)</p>	

※ICD-10 及び DSM-IVの カテゴリーの 下位分類は、一般的でないものは省略して記載しています。

(4) 主な発達障害と文部科学省の定義

①学習障害 (LD) <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

平成 11 年 7 月 「学習障害に対する指導について (報告)」

②注意欠陥/多動性障害 (AD/HD) <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

③高機能自閉症 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

※アスペルガー症候群 <Aspergr Syndrome>

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

平成 15 年 3 月 「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」

(5) 発達障害に関する様々な用語

■ 自閉症スペクトラム (=自閉症スペクトラム障害)

- ・医学的な定義はありません。ウィング(L. Wing)によって提唱された概念です。
- ・自閉症は、知的障害を伴う重度の自閉症から知的障害を伴わない高機能自閉症まで様々な状態ですが、それらは個別の疾患ではなく、境目のない連続体 (スペクトラム) であるとの想定で命名された包括的概念です。
- ・「広汎性発達障害」の概念とほぼ同じです。

■ 高機能自閉症 (Hi-Functioning Autism/HFA)

- ・知的な遅れを伴わない自閉症のことを指す概念です。
- ・医学的な定義はありませんが、文部科学省は DSM-IV を参考にして定義を示しています。
- ・「高機能」とは「知的に正常範囲である」という意味であり、知的に標準より高いということではありません。

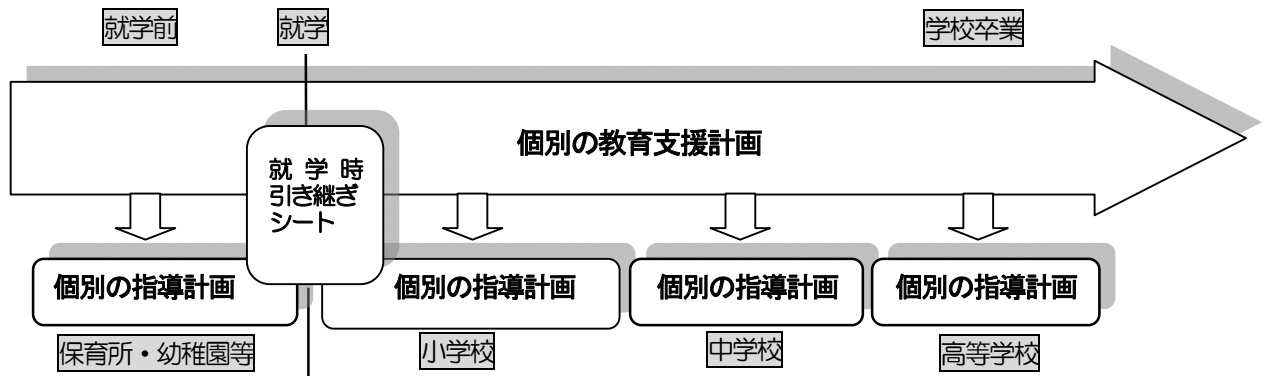
■ 高機能広汎性発達障害 (Hi-Functioning PDD/HFPDD)

- ・医学的な定義はありません。
- ・広汎性発達障害のカテゴリーに分類される疾患のうち、知的な遅れを伴わないものを指す概念です。

■ 軽度発達障害

- ・国際的な診断基準や学会などで公的に規定した定義がないにもかかわらず、わが国で広く使われている **不明確な用語** です。
- ・LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害) や高機能自閉症などを総称する便宜的な呼称として使われています。
- ・「軽度」という言葉から「障害が軽い」という誤解を生み、早期に適切な支援を行う妨げとなることが危惧されます。
- ・文部科学省はこれまでも「軽度発達障害」という用語を使用したことはありませんが、平成 19 年 3 月 15 日付けで、「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、**文部科学省として使用しないことを通知**しました。

(6) 特別支援教育に関する様々な用語



○個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画です。

○個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容や方法を盛り込んだ計画です。幼児児童生徒一人一人の生活面や学習面の課題と手立てを明確にし、実践、評価、改善します。

○就学時引き継ぎシート

就学前からの切れ目のない支援を小学校等へ確実に引き継ぐために、「就学時引き継ぎシート」の様式を作成します。引き継ぎシートの特徴は、次の2点です。

- ① 発達障害等のある幼児の入学式、その後2ヶ月間の学校生活の円滑なスタートを意識して作成します。
- ② 「就学時引き継ぎシート」を作成する過程で、保育所・幼稚園等職員と小学校教員との間で支援会を持ち、幼児の課題を共有して、シートを完成させることで、校種間のつながりが強くなります。

○ユニバーサルデザインの視点を大切にした授業

「できるだけ多くの人々が利用可能であるというデザインにすること」が基本コンセプトです。発達障害のある幼児児童生徒に分かりやすい保育や授業づくりを徹底することは、他の幼児児童生徒にとっても、わかりやすい保育や授業につながります。これが、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりです。

○小1プロブレム

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「話を聞かない」などの状態が数ヶ月継続する状態です。これまでは、1ヶ月程度で落ち着くと言われていましたが、これが継続するようになり、ベテラン教員でも対応できない場合もでてきている問題です。

○中1ギャップ

中1ギャップとは、中学校での学習や生活に適応できず、中学1年時に学力の低下や不登校が顕著にあらわれる現象であり、小学校から中学校への円滑な接続が全国的な課題となっています。

○キャリア教育

人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

発達障害のある幼児児童生徒にとっては、発達状況の的確な把握と、きめ細かな支援が必要です。

(参考) 高等学校に在籍している発達障害のある生徒に対して、キャリア教育・職業教育を行うにあたっては、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身に付けることができるよう、適切な指導や支援を行うことが必要である。
(「高等学校における特別支援教育の推進について-高等学校ワーキング・グループ報告」平成21年8月)

○特別支援教育学校コーディネーター

小学校・中学校、高等学校等において特別支援教育を推進するために、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整や、保護者に対する相談の窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役などの役割を担う教員として指名しています。

○巡回相談員派遣事業

保育所・幼稚園、小学校・中学校、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性に応じた指導及び支援を行うために、学校支援チームとして、専門的知識や経験のある相談員を派遣しています。

学校支援チームは、学識経験者(大学准教授等)、関係機関(療育福祉センター、高知障害者職業センター等)、病院関係(言語聴覚士、作業療法士、心理判定員等)、学校関係(特別支援学校教員)、教育委員会関係(教育事務所、教育センター、心の教育センター、特別支援教育課指導主事)で構成しています。

○発達障害等指導者養成研修(発達障害等指導者ステップアップセミナー)

小中学校における通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の指導や支援の充実を図り、市町村教育委員会からの推薦のあった教員等を対象に専門研修を実施しています。基礎コースを終えた者を対象に、より専門的に学べるようにアドバンスコースを設けています。

基礎コースの主な内容は、子どもの実態把握、個別の指導計画の作成、発達障害等のある児童生徒の学習面や行動面の指導方法等について研修します。

○高知県教育ネットテレビ会議システム(VQSコラボシステム)

VQS コラボクライアントのソフトウェアはすでに高知県がライセンスを保持しており、Webカメラやヘッドセットなどの機器を準備すればすぐにテレビ会議システムを構築できます。現在接続申請を済ませている県内の小・中学校は80校程度あり、未申請であっても申請すればすぐにテレビ会議システムが構築できる状況が整っています。また、ソフトウェアの導入についても、これまで専門的な知識を必要としましたが、県教育委員会のウェブサイトより、簡単にインストールできるようになっています。

(7) 発達障害等のある子どもの指導・支援に関するホームページ

国立特別支援教育総合研究所に「発達障害教育情報センター」のホームページがあります。発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向けて、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに国民の理解を得るために、Web サイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動を行うことを目的に開設されています。

このサイトについて サイトマップ 検索

文字の大きさ 小 標準 大 表示色の変更 標準 1 2 音声読み上げ等について

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育情報センター

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

支援・指導 研修講義 教材・支援機器 研究紹介 施策法令 教育相談 発達障害って？

センターの紹介

はじめての方へ
教職員の方へ
保護者・一般の方へ
教育行政関係者の方へ
海外からご覧の方へ

新着・更新情報

2011年5月12日【ガイドブック等】
●「震災後の子どもたちを支えるための教師向けハンドブック」 **NEW**

2011年5月12日【施策法令】
●「東日本大震災により被災した障害のある子どもに対する状況把握及び支援等について」 **NEW**

2011年4月1日【研修講義】
●研修講義動画2件追加「ADHDとは何か？」「幼児を養育している保護者とのかわり」

2011年4月1日【教材・機器】
●「教材教具・支援機器のモニター調査報告データベース」を追加しました。

2011年3月16日【お知らせ】
●「災害時の発達障害児・者支援について」(国)「発達障害情報センター」

文字のサイズ
小さく 標準 大きく

標準色の変更
標準 表示色1 表示色2

音声で読み上げたい方へ
ひらがなで読みたい方へ
色が見にくい方へ

世界自閉症啓発デー

【支援・指導】

発達障害のある子どもの気づき、理解、対応の仕方等についての基本的な情報が紹介されています。具体的なつまずきに対する指導・支援について、Q&A形式で示されています。また、図書リストや支援に役立つガイドブックが紹介されています。

【研修講義】

発達障害のある子どもの教育にかかわる教員が、教室で見られる行動や特徴からの気づきと理解、対応等について、自己研修や校内研修等で活用できるように、講義の動画が収録されています。

【教材・支援機器】

教材・教具のデータベースが紹介されています。

【研究紹介】

障害のある子どもの特性に応じた、教育的支援に関する研究や、文献、研究会等、発達障害に関する教育について、詳しい情報が紹介されています。

【施策法令】

発達障害に関する最新の国の法令等が示されています。

【教育相談】

発達障害のある子どもの支援に役立つQ&Aが示されています。子育ての中で気になること、教育に関するシステム等、発達障害のある子どもとかかわる人に参考になりそうな情報が掲載されています。

【発達障害って?】

発達障害の定義や発達障害教育情報センターについて説明されています。

国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育情報センター

ホームページ

発達障害教育情報センター

検索